

# 定款変更認可について

< 根拠 >

中小企業等協同組合法 第51条第2項

< 定款変更認可フロー >

ご準備いただく書類

- ・ 中小企業等協同組合定款変更認可申請書
  - ・ 定款変更理由書
  - ・ 新旧対照表（定款中の変更しようとする箇所を記載した書面）
  - ・ 定款変更を決議した総会又は総代会の議事録又はその謄本
- 上記のほか、認可にあたり必要な資料

袋とじ又はステープラ留めしたものを **2部提出**



審 査

交 付

窓口又は郵送による提出

●窓口による提出

東京都庁第一本庁舎20階北側 協同組合窓口にて提出してください。

●郵送による提出

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎20階北側  
東京都産業労働局商工部調整課協同組合担当 宛

（※郵送による返却をご希望の方は返信用封筒の同封をお願いいたします。）

申請書の1部に認可書を添付し、袋とじして交付